

令和8年度草津市市政功労者表彰について

1. 市政功労者表彰制度

本市の政治、経済、文化、社会その他各分野において市政の振興に貢献いただいた方、また市民の模範と認められる行為をされた方々を顕彰することで、本市の自治行政の振興を促進することを目的としています。

表彰制度は、昭和42年度に創設され今年で60回目となります。過去の表彰では、自治功労1, 184名、社会功労637名、計1, 821名(団体含む)が表彰を受けられています。

2. 表彰の基準

(1) 自治功労表彰

市 政 功 労 者 表 彰 規 則	基 準	基準年数
第3条 第1号	市長の職に4年以上在職した者	4年以上
第2号	市議会議員の職に8年以上在職した者	8年以上
第3号	副市長または教育長の職に8年以上在職した者	8年以上
第4号	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員 (農業委員会の委員にあたっては、農地利用最適化推進委員の在職年数を通算することができる。)または監査委員の職に8年以上在職した者	8年以上
第5号	まちづくり協議会会長として4年以上在職した者	4年以上
第6号	町内会長として5年以上在職した者	5年以上
第7号	消防団員として15年以上在職し、勤務に精励した者	15年以上
第8号	前各号に定めるもののほか、市の自治行政の 振興に功労顕著で特に市長が必要と認めた者	10年以上

(2) 社会功労表彰

市 政 功 労 者 表 彰 規 則	基 準	基準年数
第4条 第1号	社会公共のために尽力し、その功績が顕著な団体または個人 ア 社会福祉または保健衛生の向上、青少年の健全育成、交通安全の推進または民生の安定に功績顕著な者 イ 産業、建設の振興に寄与し、その功績顕著な者 ウ 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与し、その功績顕著な者 エ 環境保全の推進に寄与し、その功績顕著な者 オ まちづくり活動に寄与し、その功績顕著な者 カ その他社会公共のために功績顕著な者	15年以上

3. 表彰式

例年11月3日の文化の日に実施しており、今年度も11月3日(火・祝)午前中に開催いたします。